# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 18 | 常滑市　生活保護に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 常滑市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 常滑市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年1月20日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 生活保護に関する事務 |
| ②事務の概要 | 常滑市では生活保護法に基づき、生活保護資格者・受給者の管理を行っている。<br>また、受給者に関して、生活保護費の支給を行っている。 |
| ③システムの名称 | 生活保護システム |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 生活保護個人基本ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表　第23項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1情報提供の根拠<br>番号法第19条第8号<br>デジタル庁・総務省令第19号<br>番号法第19条第5号<br><br>2情報照会の根拠<br>番号法第19条第8号<br>デジタル庁・総務省令第19号<br>番号法第14条第2項 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 福祉部福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務部総務課　住所：常滑市飛香台3丁目3番地の5<br>電話番号：0569-47-6101(直通)　ファックス番号:0569-34-4329(代表) |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 福祉部福祉課　住所：常滑市飛香台3丁目3番地の5<br>電話番号：0569-34-7396（直通）　ファックス番号:0569-34-7745(直通) |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 平成26年12月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 平成26年12月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ○ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ○ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ○ ]接続しない（入手）** | **[ ○ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っていない　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　　］<br>＜選択肢＞<br>1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9） 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年5月17日 | Ⅰ５② | 福祉課長　近藤　彰洋 | 福祉課長 | | |
| 令和1年5月17日 | Ⅳリスク対策 | | 様式変更による追記 | | |
| 令和4年10月1日 | Ⅰ７ | 常滑市新開町４丁目１番地 | 常滑市飛香台3丁目3番地の5 | 事後 | |
| 令和4年10月1日 | Ⅰ７ | | ファックス番号:0569-34-7745(直通) | 事後 | |
| 令和4年10月1日 | Ⅰ８ | 常滑市新開町４丁目１番地 | 常滑市飛香台3丁目3番地の5 | 事後 | |
| 令和6年11月27日 | Ⅰ３ | 番号法第９条第１項　別表第一　第15項 | 番号法第９条第１項　別表　第23項 | 事後 | |
| 令和6年11月27日 | Ⅰ３ | 番号法第19条第７項　別表第二　第26項 | １情報提供の根拠<br>番号法第19条第８号<br>デジタル庁・総務省令第19号<br>番号法第19条第５号<br><br>２情報照会の根拠<br>番号法第19条第８号<br>デジタル庁・総務省令第19号<br>番号法第14条第２項 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |